

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 7 月 8 日
【会社名】	オリンパス株式会社
【英訳名】	OLYMPUS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 笹 宏行
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区幡ヶ谷 2 丁目43番 2 号
【電話番号】	東京3340局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 阿部 和也
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 番 1 号 新宿モノリス
【電話番号】	東京3340局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 新本 政秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

当社は、平成25年7月8日（月）開催の取締役会において、当社普通株式について、米国及び欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集（以下「本募集」という。）を決議し、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 発行数 | 下記及びの合計による当社普通株式 41,000,000株
下記(9)に記載の引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式
36,000,000株
(注) 募集による新株式発行に係る募集株式数(発行数)32,000,000株
及び募集による自己株式の処分に係る募集株式数4,000,000株と
の合計36,000,000株
下記(9)に記載の引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式
を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 5,000,000株 |
| (3) 発行価格及び処分価格
(募集価格) | 未定
(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、平成25年7月18日（木）から平成25年7月22日（月）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。） |
| (4) 発行価額
(会社法上の払込金額) | 未定
(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日に決定する。) |
| (5) 資本組入額 | 未定
(資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（1円未満端数切上げ）を発行数で除した金額とする。なお、自己株式の処分に係る払込金額は資本組入れされない。) |
| (6) 発行価額の総額 | 未定 |
| (7) 資本組入額の総額 | 未定
(資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。なお、自己株式の処分に係る払込金額は資本組入れされない。) |

- (8) 株式の内容 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式
単元株式数 100株
- (9) 発行方法 SMBC Nikko Capital Markets Limited、UBS Limited及びMorgan Stanley & Co. International plc(以下「引受会社」と総称する。)に上記(2)に記載の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、引受会社に対して上記(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
- (10) 引受人の名称 SMBC Nikko Capital Markets Limited
UBS Limited
Morgan Stanley & Co. International plc
- (11) 募集を行う地域 米国及び欧州を中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)
- (12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
- 手取金の総額
払込金額の総額上限 118,949,000,000円(見込)
発行諸費用の概算額上限 842,000,000円(見込)
差引手取概算額上限 118,107,000,000円(見込)
- なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同一であり、平成25年7月4日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額である。また、上記(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合を想定した見込額である。
- 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
本募集の手取概算額合計上限118,107,000,000円については、平成25年8月から平成28年5月までに19,700,000,000円を医療事業の主要製造拠点の生産能力増強、生産効率向上及び事業継続計画のための固定資産の取得に係る設備投資資金に、平成25年8月から平成28年3月までに24,000,000,000円を医療事業における新製品を中心とした販売促進に係る支出に、平成25年8月から平成28年3月までに54,000,000,000円を医療事業における研究開発資金に充当し、残額が生じた場合は、平成25年8月から平成26年3月までに長期借入金の返済に充当する予定である。なお、具体的な充当時期までは上記手取金を安全性の高い金融商品にて運用する予定である。
- (13) 新規発行年月日(払込期日) 平成25年7月25日(木)から平成25年7月29日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 本募集により新たに発行される当社普通株式は株式会社東京証券取引所に追加上場される予定である。
- (15) その他の事項 提出日現在の発行済株式総数及び資本金の額
発行済株式総数 305,671,508株
資本金の額 73,332百万円

安定操作に関する事項

- 1 本募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

以上